再就職承認申請にかかる人事監察委員会(退職管理部会)の審査結果 (概要)

審査日令和4年3月22日(火)

審查委員栗本部会長、西岡委員、原田委員

| 項番 | 申請者情報 | | | 求人の概要 | | | 京本 社田 | ふき エス製体の押力 |
|----|-------|----|-------|-------|-------------------------------|---|--------------|--|
| | 職位 | 職種 | 属性 | 区分 | 役職 | 募集方法 | 審査結果 | 承認・不承認等の理由 |
| 1 | 局長級 | 事務 | 既退職者 | 外郭団体 | 取締役総 務部長兼 総務課長 | ・人材データバンク・法人ホームページ・就職支援会社 | 承認が 相当 | ・当該再就職によって公務の公正性の確保に 支障が生じないと認められるため。 |
| 2 | 係員 | 技術 | 既退職者 | 外郭団体 | 経営企画部 ナレッジセン ター担当係 長 | ・人材データバンク ・ハローワーク ・法人ホームページ | 承認が 相当 | ・当該再就職によって公務の公正性の確保に 支障が生じないと認められるため。 |
| 3 | 係長級 | 技術 | 退職予定者 | 外郭団体 | 経営企画部 経営企画課 担当係長 | ・人材データバンク ・ハローワーク ・法人ホームページ | 承認が 相当 | ・当該再就職によって公務の公正性の確保に 支障が生じないと認められるため。 |
| 4 | 課長級 | 事務 | 既退職者 | 外郭団体 | 総務部内部 統制·危機管 理課担当係 長 | ・人材データバンク ・ハローワーク ・法人ホームページ | 承認が 相当 | ・当該再就職によって公務の公正性の確保に 支障が生じないと認められるため。 |
| 5 | 係員 | 技術 | 既退職者 | 外郭団体 | 係員 | ・人材データバンク ・ハローワーク ・法人ホームページ | 承認が 相当 | ・当該再就職によって公務の公正性の確保に 支障が生じないと認められるため。 |

| 項番 | 申請者情報 | | | 求人の概要 | | | 京太 4+田 | スマ Tスマサの四十 |
|----|-------|-----|-------|-------------|------------------------|---|---------------|---|
| | 職位 | 職種 | 属性 | 区分 | 役職 | 募集方法 | 審査結果 | 承認・不承認等の理由 |
| 6 | 係長級 | 保健師 | 既退職者 | 職員派遣 団体 | 保健師 | ・人材データバンク・ハローワーク・法人ホームページ | 承認が 相当 | ・当該再就職によって公務の公正性の確保に 支障が生じないと認められるため。 |
| 7 | 係長級 | 看護師 | 退職予定者 | 職員派遣 団体 | 看護師 | ・人材データバンク ・ハローワーク ・法人ホームページ | 承認が 相当 | ・当該再就職によって公務の公正性の確保に 支障が生じないと認められるため。 |
| 8 | 課長級 | 教員 | 退職予定者 | 財政的援 助法人 | キャリア支 援センター 特命職員 | ・法人ホームページ | 承認が 相当 | ・当該再就職によって公務の公正性の確保に 支障が生じないと認められるため。 |
| 9 | 係長級 | 事務 | 既退職者 | 財政的援 助法人 | 相談支援 員常勤嘱 託職員 | ・ハローワーク・法人ホームページ・就職支援会社 | 承認が 相当 | ・当該再就職によって公務の公正性の確保に 支障が生じないと認められるため。 |
| 10 | 係員 | 技能 | 既退職者 | 財政的援 助法人 | 管理員 | ・人材データバンク ・ハローワーク ・法人ホームページ | 承認が 相当 | ・当該再就職によって公務の公正性の確保に 支障が生じないと認められるため。 |